

『2019年度版 宅建士出るとこポイント超整理』 追録（法改正）

日建学院／宅建講座講師室
（令和元年7月19日現在）

【追録（法改正）】

標題書籍出版後，以下のような法改正がありましたので，当該箇所を追加・修正頂きますようお願い致します。

該当ページ・箇所	改正前	改正後
p170 「危険！落とし穴」下から2行目	●容積率算定上，エレベーターの昇降路，共同住宅又は老人ホーム等の共用廊下・階段等は，延べ面積に算入しない。	●容積率算定上，エレベーターの昇降路，共同住宅又は老人ホーム等の共用廊下・階段等， 宅配ボックス は，延べ面積に算入しない。